第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 (法人にあっては名称)	山崎製パン株式会社
住所	東京都千代田区岩本町三丁目10番1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 4 年度 ～ 令和 6 年度 （平均）

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☐ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	パン製造業 （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 0971 ）
事業の概要	食パン、菓子パン、和菓子、洋菓子、調理パン・米飯類等の製造および販売ならびにその他仕入れ商品の販売 ベーカリーの経営、コンビニエンスストアのフランチャイズ事業

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

工場：環境推進会議を月に1回開催し、決定された方針に基づき省エネを推進する。
店舗：総務課による地球温暖化対策の実施計画の策定、進捗管理を行う。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 （平均値）	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	16,880 t-CO_2	16,711 t-CO_2	1.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		16,711 t-CO_2	1.0 %
目標設定の考え方	生産数量増加、新規開店や改装による増床も考えられるため、全体のエネルギー消費量を過度に制限するのではなく、原単位の削減を目標とする。		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度（平均値）	令和7～令和9年度（平均値）	((a-b)/a)×100
パン製造業	597.723	579.791	3.0　%
コンビニエンスストア	682.98	662.49	3.0　%
パン小売業（製造小売）	861.963	836.1	3.0　%
原単位の指標及び目標設定の考え方	パン製造業では生産高10億円当たり、コンビニエンスストアとパン小売業では売上高10億円当たりの温室効果ガス排出量を指標値と設定し、目標値はそれぞれ期間計で3.0%とする。		

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

［パン製造業］
・エネルギーの効率的な利用を目指し、コンプレッサーなどの機器を最新型のものに更新する。
［パン小売業・コンビニエンスストア共通］
・新規店および既存店の改装時にＬＥＤ照明を導入、また店内の温度を夏季27℃、冬季19℃に設定し、電力消費を抑制する。
［コンビニエンスストア］
（新規開設店対象の方針）
・ノンフロンの冷凍冷蔵機器またはインバーター機器を導入し、ショーケース等の稼働効率の向上と省エネ化を図る。
（既存店対象の方針）
・更新期を迎えた旧設備の店舗には、ノンフロンの冷凍冷蔵機器またはインバーター機器を導入し、ショーケース等の稼働効率の向上と省エネ化を図る。

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

特になし

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

［共通］
・事業活動のすべてを通じて一人一人が地球環境の保全に配慮して行動する。
・高効率機器の導入など省エネルギーに配慮した施設、設備を積極的に導入する。

５　その他の取組

［パン製造業］
・丁寧な生産を心がけることで、ロス削減に取り組み、余分に消費されるエネルギーを減らす。
・食品リサイクル法に対応するため、発生抑制とリサイクルの質の向上を図る。
［コンビニエンスストア］
・店舗で使用するレジ袋をバイオプラスチックを含むものに切り替え石油由来のC02排出を削減する。
・店舗の空調機器及び冷凍冷蔵機器は四半期に1回簡易点検を実施してフロンの漏えいを防止する。

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。